

# マイナンバーカードを作ってみませんか？



☎住民課住民戸籍係 ☎028(677)6014

## こんなに便利！マイナンバーカード ~無料で取得できます~

### ①公的な身分証明書として

顔写真付きの公的な身分証明書として運転免許証などと同じく、利用可能。  
(免許を返納しても身分証明はこれでOK!)



(おもて面)

### ②マイナンバーの提示が1枚で

マイナンバーの確認と本人確認がこれ1枚でOK!



(うら面)

### ③コンビニで住民票などの証明書を取得

住民票や印鑑証明書が、全国のコンビニで取得可能！窓口にならば50円お得です。

### ④行政手続や民間サービスの電子申請に

子育てサービスの検索や申請、確定申告などがインターネットからできるように！民間サービスでも利用され始めています。

## 申請も意外と簡単！

~なりすまし防止のため、1回だけ住民課にお越しください~

### 申請します

通知カードに付いている交付申請書に、必要事項を記入し顔写真を貼って郵送してください。  
※引っ越し等をした場合は、この交付申請書は使えません。住民課で新しい申請書をお受け取りください。



### 約1カ月後、交付案内通知が届きます

マイナンバーカードの準備ができましたら、住民課から自宅に交付案内通知が届きます。

### 住民課でカードをお受け取りください

必要な持ち物をお持ちの上、住民課にお越しください。  
※本人であることを証明する大切なカードですので、ご本人の来庁をお願いします。

## 申請はいろいろなところから

証明用写真機やスマートフォンで写真を撮影し、そのままオンラインで申請することもできます。

郵便で



証明用写真機で



スマートフォンで



パソコンで



※申請できない機種もあります。

# 引っ越したら住民票を移しましょう！

☎住民課住民戸籍係 ☎028(677)6014

進学や就職などで引っ越しをした人は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。住民票は、選挙人名簿などの各種の登録や行政サービスにつながる大切な情報ですので、忘れずに手続きしましょう。

## 転入・転出の手続きは簡単です！

引っ越し前の  
市区町村

転出前

転出届を提出し、  
転出証明書を受け取る

引っ越し後の  
市区町村

転入した日  
から14日以内  
転出証明書を添えて、  
転入届を提出

○転入届の際には、記載事項の変更のため、マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード(個人番号カード)」をお持ちください

住民の皆さんに送付している  
マイナンバーの「通知カード」

(おもて面)



身分証明書となる  
「マイナンバーカード」  
(個人番号カード)

(おもて面)



これらの「住所」は、最新のものにする必要があります。

## 引っ越しをする人は注意が必要です！

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。

異なる市区町村に転出した人で、住民票を移していない、または住民票を移して3カ月経過していない場合は、新しい住所地で投票できません。